

業務委託契約書 (案)

- 1 委託業務名 東部浄化センター運転管理業務委託
- 2 履行場所 熊本市東区秋津町秋田536番地 外14箇所
- 3 履行期間 自 2019年(平成31年) 4月 1日
至 2024年(平成36年) 3月31日
- 4 委託料の額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

- 5 委託業務内容 別冊設計書、要求水準書等のおり
- 6 契約保証金 〇〇〇〇円 (又は免除)

上記の委託業務について、委託者 熊本市と受託者 _____ とは、各々対等な立場における合意に基づいて次の事項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市
熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治 印

受託者 住 所
名 称
代表者 印

第1条	総則	1
第2条	監督員	1
第3条	総括責任者	1
第4条	業務期間及び業務準備期間	1
第5条	契約保証金	1
第6条	事業実施計画書	2
第7条	許認可の取得等	2
第8条	基準超過時の対応	2
第9条	モニタリング	3
第10条	回復措置請求	4
第11条	業務の報告	4
第12条	完了検査	5
第13条	委託費等の支払	5
第14条	賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更	5
第15条	法令、基準等の変更に基づく委託金額の変更	6
第16条	債務負担行為に係る契約の特則	6
第17条	損害賠償	7
第18条	責任範囲	7
第19条	期間満了後の措置	7
第20条	委託者による契約解除	8
第21条	受託者による契約解除	10
第22条	業務管理	10
第23条	安全管理	10
第24条	異常時及び緊急時の措置	10
第25条	保全台帳及び保全履歴の整備	11
第26条	エネルギー管理	11
第27条	盗難、火災等の防止	11
第28条	引継ぎ	11
第29条	業務の変更及び中止	11
第30条	不可抗力	12
第31条	経費の負担	12
第32条	貸与品	12
第33条	工事、調査等への協力	13
第34条	苦情に対する初期対応	13
第35条	権利義務の譲渡等の禁止	13
第36条	再委託等の禁止	13

第37条	通知	13
第38条	業務関係者に関する措置請求	13
第39条	秘密の保持	14
第40条	紛争の解決	14
第41条	雑則	14
別紙1	事業実施計画	16
別紙2	有資格者に関する条件	17
別紙3	提出書類	18
別紙4	委託費等の見直し	20
別紙5	責任範囲	26
別紙6	引継事項	27
別紙7	経費の負担	28
別紙8	遵守すべき関連法令及び条例等	29

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に定めるもののほか、要求水準書、入札説明書その他関係書類、質問回答書及び技術提案書(以下「契約図書」という。)に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 契約図書に明示されていないもの又は契約図書に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

3 受託者は、契約図書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)に履行するものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(監督員)

第2条 委託者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

(総括責任者)

第3条 受託者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として、業務従事者の指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(2) 契約図書、完成図書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(4) 業務の履行に当たっては、委託者との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。

(業務期間及び業務準備期間)

第4条 業務期間は2019年(平成31年)4月1日から2019年(平成36年)3月31日までとする。また、契約締結日から2019年(平成31年)3月31日までを業務準備期間とし、受託者の費用により、業務開始のための準備を行うものとする。

(契約保証金)

第5条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証

- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（事業実施計画書）

第6条 受託者は、業務開始日の10日前までに、その費用により、契約図書に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。事業実施計画書には、別紙1に記載された事項を記載しなければならない。

- 2 受託者は、事業実施計画書に基づき業務を実施するものとする。委託者は、事業実施計画書に基づき業務が行われていないおそれがあると判断した場合には、受託者に説明を求めるものとする。その結果、事業実施計画書に基づき業務が行われていないと委託者が認めた場合においては、委託者は、受託者に是正（事業実施計画書の変更を含む。）を求めることができる。
- 3 受託者は、事業実施計画書の変更を希望する場合には、変更の7日前までに変更理由及び変更内容を記した書面を委託者に提出するものとする。

（許認可の取得等）

第7条 受託者は、法令上、別紙2に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受託者は、業務の実施に必要な許認可を、その責任と費用により取得して使用する。

（基準超過時の対応）

第8条 放流水質が契約基準及び法定基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 放流水質が契約基準を超過した場合の措置

受託者は、放流水質が契約基準を達成していないことを把握した場合には、その理由を明らかにするため、超過理由書により速やかに委託者に報告し、改善に向けた運転管理を実施しなければならない。

- (2) 一定期間改善が見られない場合の措置

委託者は、次のアからオに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、放流水質の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとし、受託者は、速やかに契約基準を遵守するべく原因究明作業を行い、改善要求書受理後10日

以内に改善計画書を提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受託者の負担とする。）。改善計画書が期限内に提出されない場合又は改善計画書どおり実施されない場合には、契約基準超過 1 日に付き当該月額委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

ア 流入水の水量及び水質が要求水準書第 4 条に規定する流入基準の範囲を逸脱している場合

イ 下水処理に重大な影響を与える有害物質、化学物質等が流入した場合

ウ 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

エ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

オ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 下水道法及び水質汚濁防止法に基づく基準を超過した場合の措置

前号アからオに掲げる場合を除き、放流水質が法定基準を超過した場合には、委託者は、法定基準超過 1 日に付き当該月額委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

2 脱水汚泥含水率が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 脱水汚泥含水率が契約基準を超過した場合の措置

受託者は、脱水汚泥含水率が契約基準を達成していないことを把握した場合には、その理由を明らかにするため、速やかに、超過理由書により委託者に報告し、改善に向けた運転管理を実施しなければならない。

(2) 一定期間改善が見られない場合の措置

委託者は、次のアからウに掲げる場合を除き、一定期間以上、受託者が実施する運転管理において改善が見られず、脱水汚泥含水率の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求し、受託者は、速やかに原因究明作業を行い、改善要求書受理後 10 日以内に改善計画書を提出し、改善策を実施する（改善策に係る費用は受託者の負担とする。）。改善計画書が期限内に提出されない場合又は改善計画書どおり実施されない場合には、契約基準超過 1 日に付き当該月額委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

ア 委託者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

イ 受託者の責めによらない重要機器の故障があった場合

ウ その他受託者の責めに帰することができない外的要因による場合

(モニタリング)

第 9 条 受託者は、維持管理業務の精度向上を図るため、要求水準等に対する履行状況及び施設機能の確認及び評価（以下「モニタリング」という。）を自ら行うこと。自ら行うモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）の内容や時期等については、

契約締結後に委託者と協議し決定するものとする。セルフモニタリングに係る費用は、受託者の負担とする。

- 2 受託者は、セルフモニタリングの内容を委託者へ書面にて報告する。その結果を受け、委託者又は委託者が依頼した第三者機関委託者（以下「委託者等」という。）は、受託者立会いのもと、現地においてモニタリングを行う。ただし、これをもって受託者が負うべき業務に関する責任が委託者に転嫁されるものではない。
- 3 委託者等は、業務に関して受託者が要求水準書の業務要求水準が遵守された維持管理を行っているか否かを把握するため、定期的にモニタリングを行うものとする。
- 4 委託者等がモニタリングの実施に当たり受託者に対して関係資料等の提出を求めた場合には、受託者は、その指示に従うものとする。

（回復措置請求）

第10条 前条第3項に規定するモニタリングの結果、一定期間以上、要求水準書の業務要求水準に規定された維持管理がなされていないと委託者が判断した場合には、違反内容を明示した改善要求書により改善を要求し、受託者は、速やかに原因究明作業を行い、改善要求書受理後10日以内に改善計画書を提出し、改善策を実施する（改善策に係る費用は受託者の負担とする。）。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出されない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおり実施されない場合には、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことの請求（以下「回復措置請求」という。）をすることができる。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合には、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めるものとする。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後10日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合には、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出するとともに協議を行う。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合には、第40条の規定により解決を図るものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。

（業務の報告）

第11条 受託者は、業務ごとに施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果、修繕業務結果、水質等試験結果、法定点検結果、精密点検結果その他の業務結果や環境整備の状況等を報告書に記録しておくこと。また、ユーティリティの使用状況やエネルギー

の管理状況についても同様に記録しておくこと。

- 2 受託者は、業務記録等の業務の履行及び確認に必要な書類を整備し、別紙3に示す報告書を提出するほか、委託者が提出を求めた書類について、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出すること。
- 3 提出された内容について、委託者は、受託者に説明を求めることができる。

(完了検査)

第12条 業務完了検査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 月間及び契約業務完了検査は、業務完了届が提出された日から起算して10日以内に受託者の立会いのもとで委託者が定めた検査員が実施する。検査は月間及び契約終了時の業務完了報告書の内容等について、照合及び確認を行うものとする。
- (2) 法定点検及び精密点検実施後に行う業務完了検査については、当該年度予定した点検ごとに受託者から業務完了届が提出された日以降に受託者の立会いのもとで、委託者が定めた検査員により実施する。検査は業務写真及び業務完了報告書に基づき、契約図書に規定された業務の履行状況について確認を行う。
- (3) 脱臭用活性炭及び脱硫剤の交換に当たっては、作業終了後速やかに業務写真及び業務完了報告書を提出し、業務完了検査を受けなければならない。環境整備業務についても同様とする。
- (4) 突発修繕については、修繕報告書を提出し、委託者が定めた検査員により業務完了検査を受けなければならない。
- (5) 計画修繕実施後に行う完了検査については、当該年度予定した計画修繕ごとに受託者から完了届が提出された日以降に受託者の立会いのもとで、委託者が定めた検査員により実施する。検査は計画修繕写真及び完了報告書に基づき、見積書及び施工計画書に規定された修繕の履行状況について確認を行う。

(委託費等の支払)

第13条 受託者は、前条に定める月ごとの業務完了検査に合格したときは、委託金額の月割額の支払を委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託金額の月割額を支払わなければならない。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。
- 4 委託費は固定費及び変動費から構成される。各年度末に委託費の見直しを別紙4に基づき行うものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更)

第14条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不適当となったと認めた

ときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額（委託金額から当該請求時以前に相応する委託金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残委託金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残委託金額の1000分の15を超える額につき、委託金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく委託金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により契約期間内に受託者が調達する主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託金額が不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、委託金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、委託金額の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（法令、基準等の変更に基づく委託金額の変更）

第15条 契約期間内において、業務の履行に関し重大な影響を与える法令、基準等が変更されたことにより、費用の増減が生じた場合は、委託者又は受託者は、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 2 前項による委託金額の変更額及び支払時期については、委託者と受託者とが協議して定める。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第16条 各会計年度における委託金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

2019年度（平成31年度）	円
2020年度（平成32年度）	円
2021年度（平成33年度）	円
2022年度（平成34年度）	円
2023年度（平成35年度）	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の支払予定額は、次のとおりとする。

2019年度（平成31年度）	円
----------------	---

2020年度（平成32年度）	円
2021年度（平成33年度）	円
2022年度（平成34年度）	円
2023年度（平成35年度）	円

- 3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の支払予定額を変更することができる。

（損害賠償）

第17条 契約期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障、損害（第三者に及ぼした損害を含む。）等は受託者の負担において速やかに補修、改善、取替、必要に応じた損害賠償等を行うこと。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥、受託者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故並びに委託者の責めに帰すると認められた場合は、委託者の負担とする。

- 2 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、受託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、委託者は、受託者に対して求償権を行使することができる。

- 3 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、委託者は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責めに帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合には、受託者は、委託者に対して求償権を行使することができる。

- 4 受託者は、業務期間内において受託者が責めを負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む。）に対応する保険等に加入すること。

（責任範囲）

第18条 受託者及び委託者の責任範囲については、別紙5に従うものとする。

（期間満了後の措置）

第19条 受託者は、期間満了により業務終了した場合には、次に掲げる義務を負う。

- (1) 新たに施設を運転する者に対し、施設が業務要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、引継事項を交付するものとする。

- (2) 貸与された施設及び支給品について、委託者の立会いのもと、速やかに原型に復して返還するものとする。ただし、原型に復することが不可能な場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

- 2 委託者は、随時、自ら又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認められた機関に委託することにより、契約終了の10日前までの期間内において委託者が決定した日にモニタリングを行う。委託者は、モニタリングの結果、施設が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、モニタリングを実施した日から10日以内に、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担にお

いて行うことを請求することができる。

- 3 前項のモニタリング後契約終了時まで、施設について業務要求水準違反が生じた場合には、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受託者に対して通知するものとする。
- 4 第2項による請求がなされた場合は、第10条第3項から第7項までの規定を準用する。

(委託者による契約解除)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) この契約事項に違反したとき。
- (4) 下水道法その他関係法令、規則等に違反したとき。
- (5) 次条に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- ク 破産の申し立てをした場合又は第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされた場合
- ケ 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続の開始の申立をした場合又は第三者によりこれらの手続の開始の申立を受けこれらの手続が開始された場合
- コ 小切手又は手形の不渡があった場合
- サ 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- シ 受託者が独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- ス 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の委託金額費相当額(日割り計算による。)の固定費分を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除された場合においては、受託者は、契約当初の委託金額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第5条の規定により契約の保証が付されているときは、委託者は、当該保証を持って違約金に充当することができる。
- 5 委託者は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 6 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 7 前条第1項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、モニタリングを行う。モニタリングの結果、施設が前条第1項の規定を満たしていないと委託者が判断した場合は、第10条の規定を準用するものとする。

(受託者による契約解除)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。

(1) 委託者が委託費の支払を1月以上遅延した場合

(2) 受託者の責めに帰さない事由により、業務の遂行が不可能となった場合

2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の委託金額費相当額（日割り計算による。）の固定費分を支払わなければならない。

3 第1項により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

4 前条第7項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(業務管理)

第22条 受託者は、善良なる管理者としての責任をもって業務を履行しなければならない。

2 受託者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行は常に問題意識を持ってこれに当たり創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

(安全管理)

第23条 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

2 受託者は、業務の実施に当たり安全に関する基準等を定め、安全の確保に十分留意しなければならない。

3 受託者は、業務の従事者に対して、施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育を行うものとする。

4 受託者は、事故及び災害が発生したときの処置について、業務の従事者に対して実地指導、訓練を行うものとする。

(異常時及び緊急時の措置)

第24条 施設の運転操作及び監視中において異常を発見した場合は、必要な対応及び応急処置を実施するとともに、委託者に報告し、必要があれば協議を行うこと。

2 緊急事態が発生した場合には、速やかに委託者へ連絡するとともに、あらかじめ定めた非常配備体制に従い、早急に業務従事者を所定の場所に配備し、その対応に当たること。

3 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。

4 受託者は、災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ災害を未然に防止すること。

(保全台帳及び保全履歴の整備)

第25条 受託者は、委託者が発注した工事、業務委託、保守点検等を除き、受託者自ら(外部委託含む。)が保守点検、突発修繕、計画修繕等を行なった場合、委託者指定のASET管理データベース(以下「AMDB」という。)の保全台帳及び保全履歴にデータを入力するものとする。

2 AMDBログイン用のユーザーID及びパスワードは委託者から提供する。ただし、提供した情報は第三者に漏らしてはならない。

3 保全台帳及び保全履歴のデータは、常に最新のものとする。

4 データの入力は、AMDB操作手順に従い行うこと。

(エネルギー管理)

第26条 受託者は、施設の省エネルギーを目指したエネルギー管理計画を策定し、エネルギー管理に係る設備ごとの運転操作指標及び運転方法等を定めた運転基準に基づき、施設の運転を行うこと。

(盗難、火災等の防止)

第27条 受託者は、施設における機器、備品等の盗難の防止、火災の防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めること。

2 火災の防止に当たっては、施設ごとに火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び火の後始末を徹底させ、消火訓練等により防火意識の高揚を図ること。

(引継ぎ)

第28条 新規に受託者となった場合には、契約日から業務開始までの間に前任受託者から施設の運転管理に係る事項について業務の引継ぎを受けること。

2 受託者は、業務開始後、速やかに、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項(本契約の終了又は解除後に施設を運転する者に必要となる事項として、別紙6に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。)を作成し、本契約が終了するまで、施設に備えおくものとし、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

3 委託者は、必要に応じ、施設において引継事項を閲覧し、及び受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

4 受託者は、必要に応じて引継事項の内容を変更するものとし、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

5 受託者は、契約期間終了後に再契約を行わない場合又は業務不履行等により契約を解除された場合には、委託者が指示するまでの期間、後任受託者に対して業務の引継ぎを行うとともに、研修等を実施すること。

6 受託者が行う引継ぎに係る費用は、すべて受託者の負担とする。

(業務の変更及び中止)

第29条 委託者は、業務の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、書面により

その内容を受託者に通知し、委託者と受託者とが協議し決定するものとする。

- 2 前項の規定により、業務の内容を変更した場合において、委託金額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(不可抗力)

第30条 受託者は、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、施設の運営が著しく困難となった場合又は施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合は、委託者の指示に従い対応するものとし、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は、受託者の負担とする。

- 2 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により施設が損傷した場合は、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合の施設の修繕費用の増加分については、受託者の負担とする。

- 3 前項に規定する施設の損傷により業務を行うことができなかった期間の委託費については、当該月額委託料（固定費）の相当分を支払うものとする。

- 4 委託者は、施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合は、必要である範囲内において委託内容を変更することができる。また、施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

(経費の負担)

第31条 受託者が業務履行上負担する経費は、別紙7に定めるものとする。

(貸与品)

第32条 委託者は、業務に必要な事務室、控室等は、契約期間中、所要の場所を貸与するが、受託者の責任で汚損等があった場合には、受託者の費用で直ちに修復すること。

- 2 受託者は、委託者が所有する保守点検及び修繕に係る備品並びに水質試験室及び水質等試験に係る機器を借用することができる。
- 3 完成図書、図面等は、委託者が貸与する。
- 4 受託者は、貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者がこれを弁償すること。

(工事、調査等への協力)

第33条 受託者は、委託者が実施する工事・調査等が円滑に進められるよう協力しなければならない。工事、調査等に伴う機器の停止、試運転等について、立会いによる操作を行うこと。また、必要に応じ、清掃を含む準備作業を実施すること。

2 受託者は、委託者が施設において実証実験等を行う場合は、協力しなければならない。また、運転管理データ等の提出を求めた場合には速やかにこれに応じること。

3 受託者は、委託者が見学者対応を依頼した場合は、これに協力すること。

(苦情に対する初期対応)

第34条 受託者は、常に適切な運転管理及び維持管理を行うことにより、周辺住民からの信頼、理解及び協力を得るよう努めなければならない。

2 受託者は、施設について苦情が寄せられた場合には、適切な初期対応をとるとともに記録を残し、速やかに委託者へ報告し、委託者からの指示に従うこと。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第35条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は質権その他担保の目的に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第36条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(通知)

第37条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。

2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 受託者は、前項の届出内容に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出なければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第38条 委託者は、総括責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な処置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受理した日から起算して10日以内にその結果を書面により、委託者に通知しなければならない。

3 委託者は、受託者が業務を実施するために使用している職員等で、業務の実施又は監理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

し、請求を受けた日から起算して10日以内にその結果を委託者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第39条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。

(紛争の解決)

第40条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合等に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議のうえ仲裁人を選任し、当該仲裁人のあっせん又は仲裁によりその解決を図ることができるものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、仲裁人の選任に係るものは委託者と受託者が折半し、その他のものは委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実施に関する紛争及び受託者の使用している職員に関する紛争について第38条第2項及び第4項の規定により受託者が決定を行った後若しくは受託者が決定を行わずに第38条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、受託者は第1項のあっせん又は仲裁の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 前項の仲裁を行う場として、委託者と受託者は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(雑則)

第41条 受託者は、業務の実施に当たり、別紙8に示す関連法令等を遵守する。

2 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

5 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

6 期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

8 本契約書及び受託者選定要項の間又は本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合は、本契約書を優先する。受託者選定要項及び提案書の間で齟齬が生じた場合は、受託者選定要項を優先する。

- 9 契約図書に明記されていない事項であっても、運転管理上当然必要とされる業務は、良識ある判断に基づき行わなければならない。

別紙1 事業実施計画書（第6条関係）

事業実施計画書を構成する各諸事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施方針及び業務概要
- (2) 業務実施体制、現場組織及び有資格者一覧
- (3) 保守点検計画・方法（ストックマネジメント実施に基づく点検計画も含む。）
- (4) 修繕計画（突発的な故障発生時における対応及び計画修繕等）
- (5) 水質試験計画・方法
- (6) 電気保安全管理計画、法定点検計画及び精密点検計画
- (7) 環境整備業務計画
- (8) 危機対応マニュアル（緊急時連絡体制及び災害時配備体制等）
- (9) ユーティリティの調達、管理及び使用の方法
- (10) エネルギー管理計画
- (11) 搬出業務計画
- (12) 安全衛生管理について（安全管理体制等）
- (13) 各種報告書の様式
- (14) その他の必要事項

別紙2 有資格者に関する条件（第7条関係）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 下水道処理施設管理技士又は第3種下水道技術検定合格者
- (2) 安全衛生推進者
- (3) 2級ボイラー技士
- (4) ガス溶接技能講習修了者
- (5) アーク溶接特別教育修了者
- (6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (7) 危険物取扱者 乙種第4類以上
- (8) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (9) 玉掛技能講習修了者
- (10) 第1種電気工事士
- (11) 第3種電気主任技術者
- (12) エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者
- (13) その他業務に必要な資格者

労働安全衛生法で定める就業制限に係る設備機器の運転及び消防法で定める危険物の取扱いにあつては、有資格者以外の者が行ってはならない。

別紙3 提出書類（第11条関係）

受託者が、委託者に提出すべき書類は契約書に定める事業実施計画書の他に次のとおりとする。提出部数は原則1部であるが、委託者が必要とするものは電子データも提出すること。データの形態・様式については委託者から指示するものとする。

- (1) 契約締結後、速やかに提出する書類
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者選任届
 - ウ 事務室等使用願
 - エ 貸与品等借用願
- (2) 毎月提出する書類
 - ア 月間業務実施計画書 一式（当月分を前月末日まで）
 - イ 月間業務完了届 （当月分を翌月7日まで）
 - ウ 月間業務完了報告書 一式（ " ）

※ユーティリティの使用実績を含めること。
- (3) 各年度末提出する書類
 - ア 年間業務実施計画書 一式（当年度分を前年度末日まで）
 - イ エネルギー管理報告書
- (4) 契約期間完了時に提出する書類
 - ア 契約業務完了届 （委託期間完了後7日以内）
 - イ 契約業務完了報告書 一式（ " ）
- (5) 突発修繕着手前及び完了後に必要な書類
 - ア 故障報告書 一式
 - イ 見積書
 - ウ 完了届
 - エ 突発修繕写真 一式
 - オ 完了報告書 一式
- (6) 計画修繕着手前及び完了後に必要な書類
 - ア 見積書
 - イ 施工計画書 一式
 - ウ 完了届
 - エ 計画修繕写真 一式
 - オ 完了報告書 一式
- (7) 法定点検、精密点検、除草作業等の業務完了後に必要な書類
 - ア 業務完了届 （業務完了の都度）

- イ 業務写真 一式 (")
- ウ 業務完了報告書 一式 (")
- (8) その他、上記以外に委託者が必要と認めた書類

提出した書類の内容等を変更する必要があるときは、直ちに変更後の書類を提出すること。

別紙4 委託費等の見直し（第13条関係）

(1) 委託費の構成

委託者が受託者に毎月支払う委託料は、固定費と変動費より構成される。

$$(\text{委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

なお、各費目の区分は次表のとおりとする。

費 目	区 分
薬品費 (高分子凝集剤、高分子凝集液、 ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダ)	変動費
薬品費 (上記以外)	固定費
燃料費	固定費
電気基本料金	固定費
電気従量料金	変動費
水道基本料金	固定費
水道従量料金	固定費
ガス料金	固定費
消耗品費	固定費
修繕費	固定費

※ 変動費は、浄化センターにおける流入水量を基に算出する。

(2) 月額委託料

契約書第16条に規定する各会計年度の支払予定額を、1/12にした額を月額委託料とする。受託者は、月ごとの業務完了検査に合格した場合、当該月の委託料を委託者に請求することができる。また、変動費（高分子凝集剤、高分子凝集液、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダ並びに電気従量料金）については、会計年度ごとに精算を行う。精算方法は次のとおりとする。

ア 高分子凝集剤、高分子凝集液、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダについて

4月から2月までの各月については、電気従量料金と併せて(4)の月額支払基準に従い、支払を行う。



3月分の支払時に、精算を行う。

精算は、見込み年間総流入水量及び年間実流入水量並びに受託者が入札時に提示した高分子凝集剤、高分子凝集液、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダの変動費単価を基に行う。

精算額 = $(Q_f - Q_p) \times (C_{ps_1} + C_{ps_2} + C_{pf_1} + C_{pf_2} + C_f + C_h) / 1,000$

Q_f : 見込み年間総流入水量 (m³/年度)

Q_p : 年間実流入水量 (m³/年度)

C_{ps_1} : 高分子凝集剤 (脱水機用) の変動費単価 (円/千m³)

C_{ps_2} : 高分子凝集剤 (A系ベルト濃縮機用) の変動費単価 (円/千m³)

C_{pf_1} : 高分子凝集液 (B系ベルト濃縮機用) の変動費単価 (円/千m³)

C_{pf_2} : 高分子凝集液 (ろ液浸漬型濃縮装置用) の変動費単価 (円/千m³)

C_f : ポリ硫酸第2鉄の変動費単価 (円/千m³)

C_h : 次亜塩素酸ソーダの変動費単価 (円/千m³)

※ 係数の値はすべて整数とする。

※ 変動費単価 (円/千m³) とは、原単位基準 (kg/千m³) に単価 (円/kg) を乗じたものである。



3月分の支払額は、上記の精算額を基に委託者と受託者が協議し決定する。

イ 電気従量料金について

4月から2月までの各月については、高分子凝集剤、高分子凝集液、ポリ硫酸第2鉄及び次亜塩素酸ソーダの費用と併せて(4)の月額支払基準に従い支払を行う。



3月分の支払時に、支払実績を基に実費精算を行う。

なお、契約最終年度の3月分については、委託者と受託者が協議し決定する。

(3) 見込み年間総流入水量、原単位基準及び変動費単価

項目	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)
見込み年間総流入水量 ($\text{m}^3/\text{年度}$) (366日)	41,101,800	41,135,500	41,245,000	41,354,500	41,614,200
高分子凝集剤 (脱水機用) ($\text{kg}/\text{年度}$)	48,500	48,500	48,600	48,700	49,100
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千m}^3$)	1.18				
高分子凝集剤 (A系ベルト濃縮機用) ($\text{kg}/\text{年度}$)	2,420	2,420	2,430	2,430	2,450
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千m}^3$)	0.059				
高分子凝集液 (B系ベルト濃縮機用) ($\text{kg}/\text{年度}$)	17,700	17,800	17,800	17,900	18,000
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千m}^3$)	0.433				
高分子凝集液 (ろ液浸漬型濃縮装置用) ($\text{kg}/\text{年度}$)	15,700	15,700	15,800	15,800	15,900
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千m}^3$)	0.384				
ポリ硫酸第二鉄 ($\text{kg}/\text{年度}$)	448,000	448,000	449,000	450,000	453,000
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千m}^3$)	10.9				
次亜塩素酸ソーダ ($\text{kg}/\text{年度}$)	224,000	224,000	225,000	225,000	227,000
原単位基準 ($\text{kg}/\text{千m}^3$)	5.46				

項 目	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2021 年度 (平成 33 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)	2023 年度 (平成 35 年度)
見込み年間総流入水量 (m ³ /年度)	41,101,800 (366 日)	41,135,500 (365 日)	41,245,000 (365 日)	41,354,500 (365 日)	41,614,200 (366 日)
電力料金 (従量) (kWh/年度)	10,645,366	10,654,095	10,682,455	10,710,816	10,778,078
原単位基準 (kWh/m ³)	0.259				

浄化センターにおける電力量の契約種別は産業用季時別Bであり、電力量 (従量) の基準単価は **8.38 (円/kWh)** とする。

(4) 月額支払基準

業務期間における固定費の額は、次のとおりとする。

(金額：円)

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
年度額					

業務期間における変動費の額は、次のとおりとする。

(金額：円)

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
年度額					

機器等の新設又は更新や受託者の責めに帰すことができない異常等により原単位基準に大きな変化がみられる場合は、委託者と受託者が協議を行い、原単位基準の見直しを行う。

(5) 電力量削減等に係るインセンティブ

受託者が実施する運転管理業務において、委託者が測定した放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）の年間平均値が、要求水準書第5条第1項第2号ウで規定する契約基準未満の場合であって、流入水量1 m³当たりの電力量（電力原単位：kWh/m³）が上記の(3)に掲げる原単位基準に対して100分の1以上の削減が認められたとき、受託者は次式によりインセンティブに係る金額を請求することができる。この場合にあつては、委託者は各会計年度の最終月である3月分の支払時において精算するものとする。

$$\text{インセンティブ (円)} = E_{up} \times Q_p \times (E_{Ic} - E_{Ip}) \times (1 - BOD_p / BOD_c)$$

E_{up}	： 電力従量単価	(円/kWh)	(小数第2位)
Q_p	： 年間実流入水量	(m ³ /年)	(整数)
E_{Ic}	： 電力原単位基準	(kWh/m ³)	(小数第3位)
E_{Ip}	： 電力原単位実績	(kWh/m ³)	(小数第3位)
BOD_p	： 年間平均BOD実績		(小数第1位)
BOD_c	： 契約基準BOD		(小数第1位)

※位取り以下の数値は、切捨てとする。

※インセンティブは千円止めとする。

別紙5 責任範囲（第18条関係）

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない又は契約手続に時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない又は契約手続に時間を要する場合		○
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の新設・変更に伴う経費増	○	
		上記以外のもの		○
	税制の変更リスク	本委託に影響を及ぼす税制の新設・変更	○	
		上記以外のもの（法人税等）	○	○
	第三者賠償リスク	受託者の責めによるもの		○
		上記以外のもの	○	
	住民対応リスク	地域住民からの苦情、要望等に関するもの	○	
		上記のうち受託者の業務実施方法により生じるもの		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの（受託者の責めによらないもの等）	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
物価・金利変動リスク	金利の変動に伴う経費の増		○	
	物価・賃金水準の変動に伴う経費の一定以上の増	○		
不可抗力	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
書類の誤り	委託者が作成した書類に関するもの	○		
	受託者が作成した書類に関するもの		○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託者の指示による委託内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増	○	
	性能リスク	受託者の責めによる要求水準の未達		○
		上記以外の場合	○	
	施設損傷リスク	受託者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの		○
		第三者によるもの（受託者の管理に問題があった場合）		○
その他のもの		○		

別紙6 引継事項（第28条関係）

受託者は業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、次の各号を参考に施設固有の運転管理及び点検を行ううえでの留意点を、具体的かつ詳細に記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動及び異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

別紙7 経費の負担（第31条関係）

受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費並びに業務の維持及び管理に必要な経費とし、次のとおりとする。

- (1) 機械設備に係る材料費・消耗品費
- (2) 電気設備に係る材料費・消耗品費
- (3) 整備用品費（掃除用具、ウエス及び洗浄油類）
- (4) 補修用材料費（ボルト、ナット、Vベルト、パッキン、ヒューズ及びランプ等）
- (5) 建築・建築付帯設備に係る材料費・消耗品費
- (6) 水質試験に係る器具及び薬品費
- (7) 水質試験に係る機器及び器具等の消耗品費
- (8) 潤滑油類費（交換・補充用のオイル・グリス等）
- (9) 塗装費（部分補修用塗料）
- (10) ユーティリティ（電力、水道、ガス、薬品及び重油等）
※薬品は参考資料6に定める量を標準使用量とする。
- (11) 業務実施上必要となる車両及び車両維持に係る費用
- (12) モップ、デッキブラシ及び水切り等の清掃用具及び草刈機等の機具
- (13) 電話、FAX及び通信回線等の設置工事費及び維持費
- (14) 災害時に必要な無線一式
- (15) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護具・機器
- (16) 衛生用品費（石鹼、消毒液及び救急用薬品等）
- (17) 報告記録用紙費及び印刷用機器に係る消耗品費（インク及びカートリッジ等）
- (18) 日用品又は事務用品等費
- (19) その他必要なもの

交換により発生した廃油、ろ布等の処分費、脱硫剤及び活性炭の交換に伴う廃品の再生費、場内で発生する可燃物・不燃物及び除草後の処分費も受託者の負担とする。

別紙8 遵守すべき関連法令及び条例等（第41条関係）

受託者が遵守すべき法令及び条例等は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法
- (2) 水道法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- (7) 電気事業法
- (8) 消防法
- (9) 酸素欠乏症等防止規則
- (10) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- (11) その他関連法令等